

旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）改訂箇所新旧一覧

項目番号	5/14 第1版（旧）	5/21 一部改訂（新）
3. (1) ①	<ul style="list-style-type: none"> 従業員とお客様及びお客様同士との接触をできるだけ避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）する。 	<ul style="list-style-type: none"> 従業員とお客様及びお客様同士との接触をできるだけ避け、対人距離をできるだけ2m（最低1m）確保するよう努める。
4. (1)		<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機とすること。
4. (3)	<ul style="list-style-type: none"> 従業員等が、できる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、作業空間と人員配置について最大限の見直しを行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 従業員等が、対人距離をできるだけ2m（最低1m）確保するよう、作業空間と人員配置について最大限の見直しに努めること。
4. (4)	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても2メートル以上の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても対人距離をできるだけ2m（最低1m）確保するよう努めること。一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底すること。
4. (4)	<ul style="list-style-type: none"> 休憩室等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、2メートル以上の距離を確保するよう努めること。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないようにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 休憩室等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、対人距離をできるだけ2m（最低1m）確保するよう努めること。また、対面で座らないようにするかアクリル板などで遮蔽する。